

当社の原子力発電所の状況

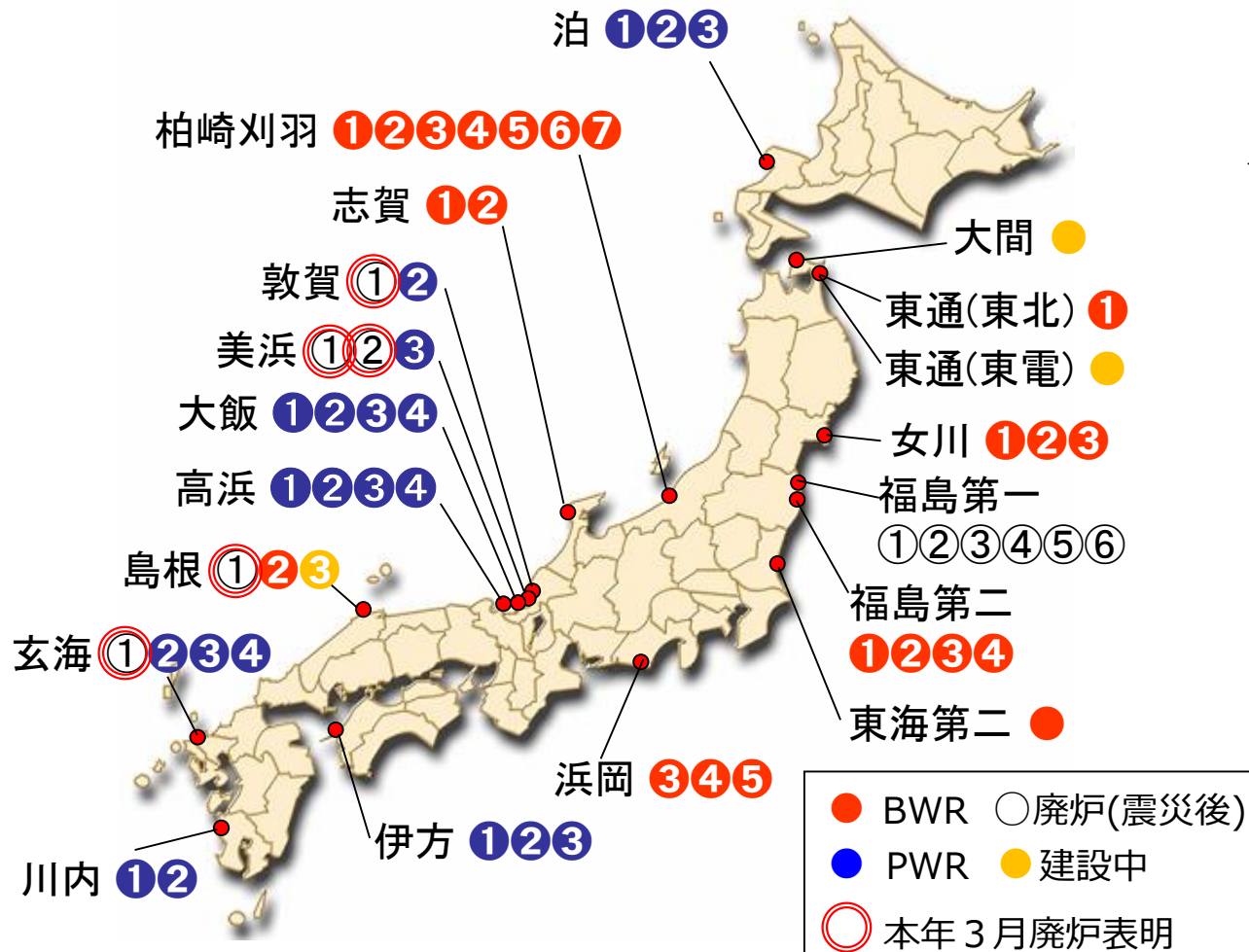
平成27年10月
関西電力株式会社

目 次

- 1． 再稼動への取組み
- 2． 高浜3,4・大飯3,4号機における運転差止に係る仮処分
- 3． 地域原子力防災協議会
（福井エリア・高浜地域分科会）の状況
- 4． 自主的安全性向上への取組み

1. 再稼動への取組み

- 新規規制基準適合性に係る申請を25基（PWR:15基、BWR:10基）が実施し、現在審査中
- 40年超となる5基は、3月に廃炉決定を表明



＜原子力発電所のプラント数＞

(震災前) 54基

(震災後) 48基
 〔福島第一1～6号機が廃炉〕

(H27.3) 43基
 〔美浜1・2号機、敦賀1号機、
 島根1号機、玄海1号機の
 5基が廃炉〕

関西電力の原子力発電所(11プラント)の状況

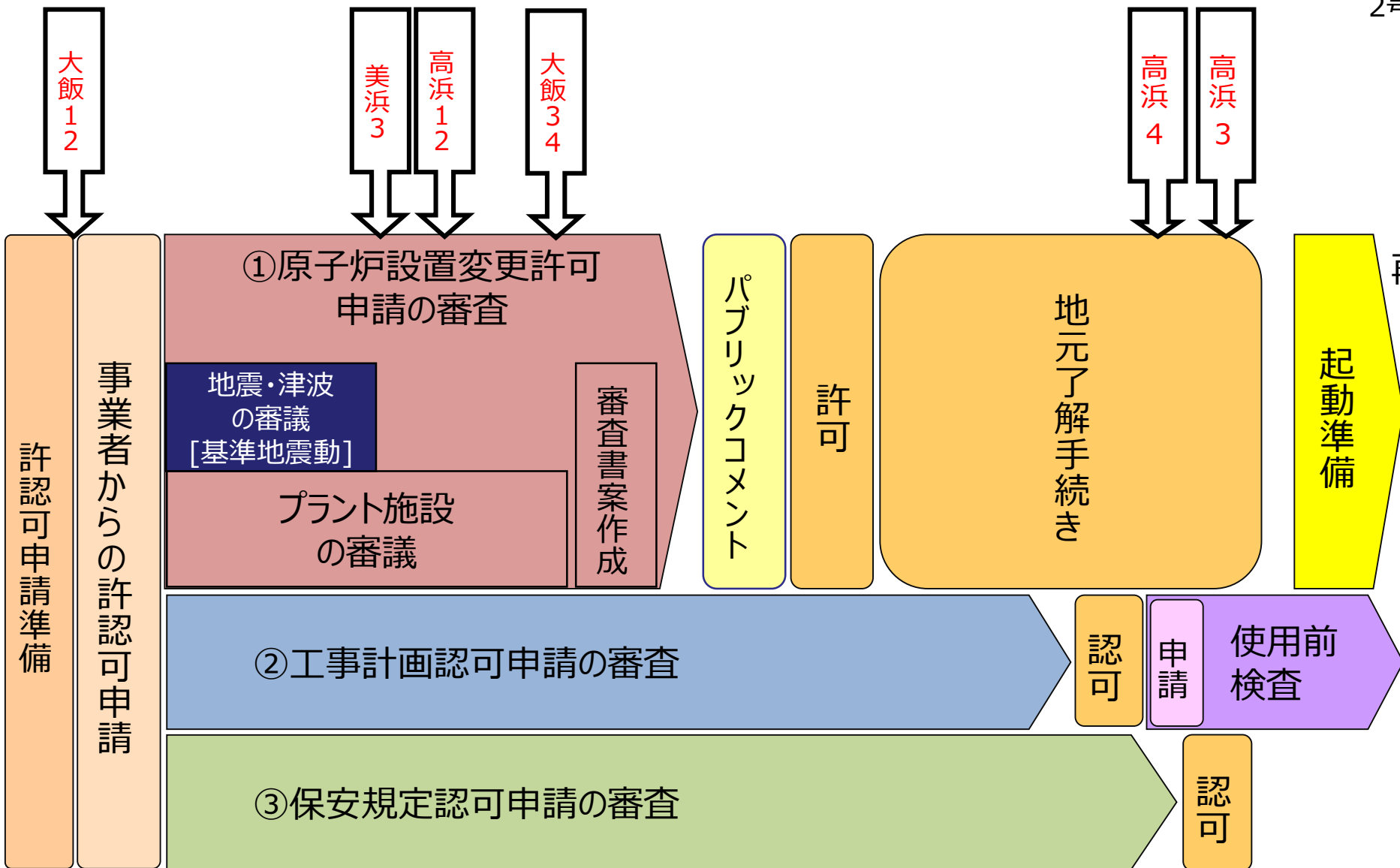
* : 2015年10月1日現在

発電所名	電気出力 (万 kW)	運転開始年月(運転年数*)	状 況
美浜1号機	34.0	1970.11.28(44年5ヶ月)	3月17日に廃炉にすることを決定。
美浜2号機	50.0	1972.7.25(42年9ヶ月)	
高浜1号機	82.6	1974.11.14(40年10ヶ月)	3月17日に原子炉設置変更許可を申請。 4月30日に運転期間延長認可を申請。 7月 3日に工事計画認可を申請。
高浜2号機	82.6	1975.11.14(39年10ヶ月)	
美浜3号機	82.6	1976.12.1(38年10ヶ月)	3月17日に原子炉設置変更許可を申請。 5月16日から特別点検実施中。
大飯1号機	117.5	1979.3.27(36年6ヶ月)	原子炉設置変更許可申請の準備中。
大飯2号機	117.5	1979.12.5(35年8ヶ月)	
高浜3号機	87.0	1985.1.17(30年8ヶ月)	新規制基準適合性審査対応中。
高浜4号機	87.0	1985.6.5(30年4ヶ月)	
大飯3号機	118.0	1991.12.18(23年9ヶ月)	新規制基準適合性審査対応中。
大飯4号機	118.0	1993.2.2(22年7ヶ月)	

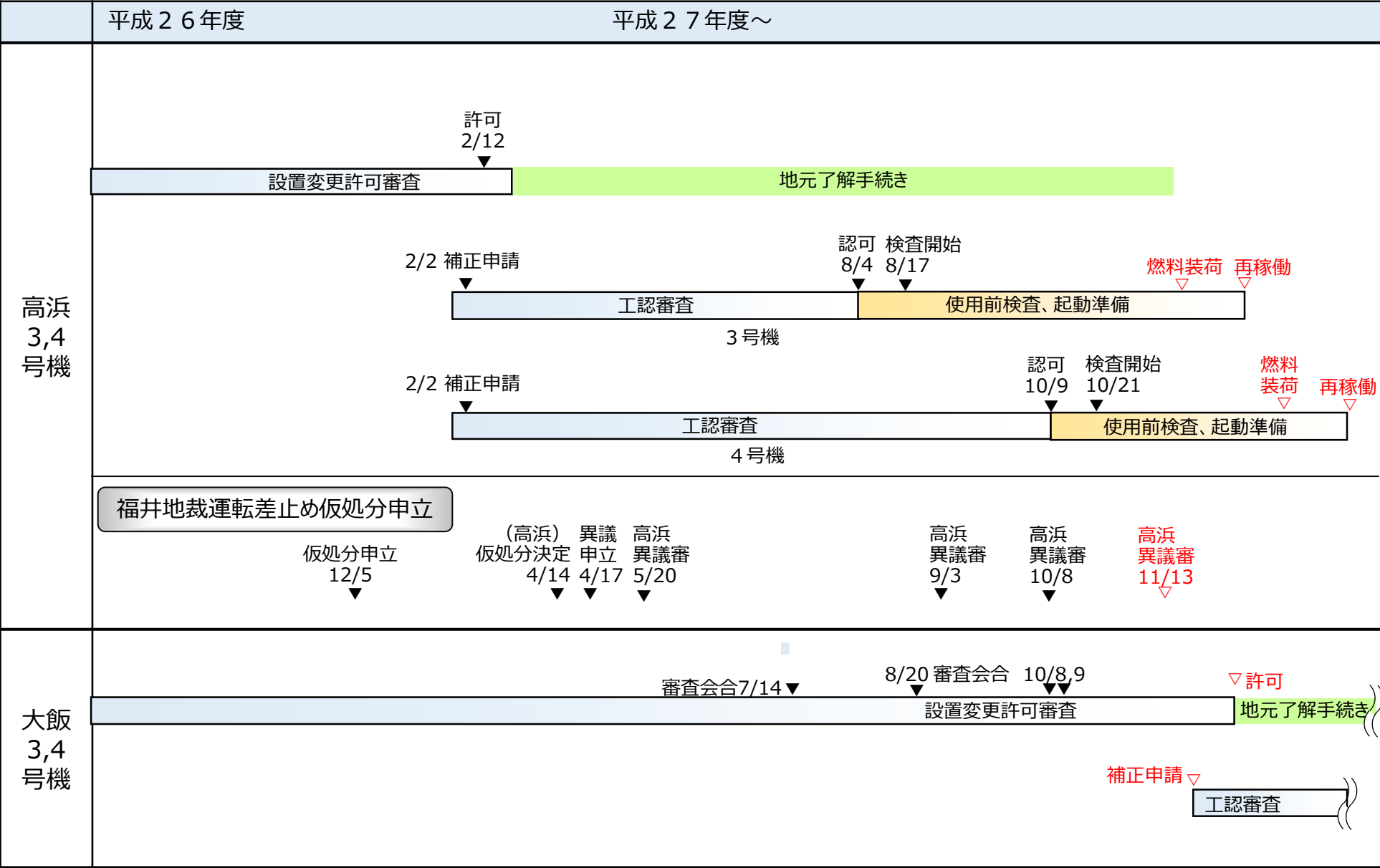
再稼働
1号：8/14
2号：10/21

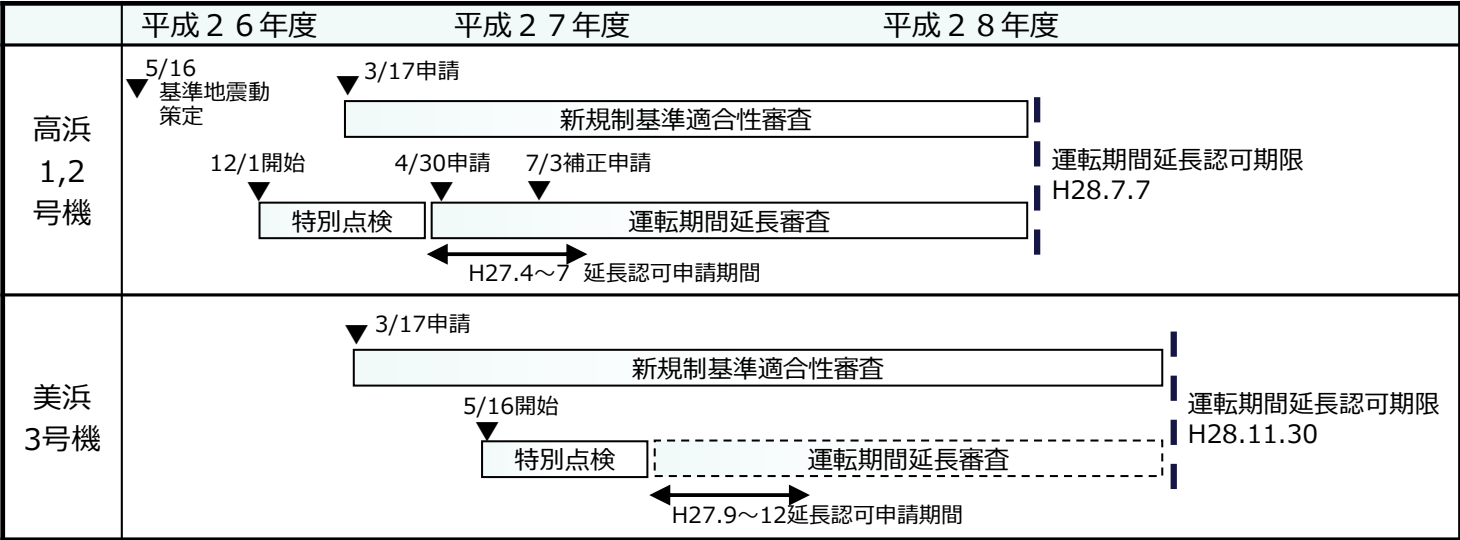
川内
1
2

再稼働



先行プラントの新規制基準適合性審査の状況 (高浜 3・4 号機、大飯 3・4 号機)





【高浜 1、2 号機】（基準地震動：700ガル）

- 新規制基準適合性審査と40年超運転期間延長審査を平行して実施中

【美浜 3 号機】（基準地震動：993ガル）

- 10月27日原子力規制委員会
 - ・審査が遅れていることを背景として田中委員長から「関西電力美浜3号炉を中心にその他プラントも審査の進め方について、関西電力側の希望をしっかりと聞いて原子力規制委員会としてしっかり取り組んでいきたい。また、原子力規制委員会としても、審査の状況をしっかりとお伝えして、そのこともご理解いただいて、現状について双方の認識をできるだけ共有して今後の作業を進めたい。」と趣旨を説明。
 - ・当社から、大飯 3・4 号と美浜 3 号の重要性および全社をあげた審査対応体制の強化などを説明し、各プラントの効率的なバランス良い審査を要望。
 - ・田中委員長から、「必ずしも許可に至るか、ここで約束することはできない。関電の希望ですから、美浜 3 号については私どもも、かなりリソースをつぎ込んでやっていくことになる。そういった審査の過程で生じるある種のリスク等も含めてご認識いただしておく必要がある。原子力規制委員会として関電の意向を伺ったので、今後内部でも検討する。また、必要があればこういった機会を設ける。」と発言。

2 高浜3,4・大飯3,4号機における運転差止に係る仮処分

福井地裁 高浜3, 4・大飯3, 4号機 運転差止仮処分申立事件の概要

○申立日：平成26年12月5日

○裁判所：福井地方裁判所

(樋口英明裁判長(～H27.4.14高浜決定まで)、林潤裁判長(H27.5～))

○申立人：住民9名(福井県3名、大阪府・京都府・兵庫県各2名)

○申立人代理人：河合弘之弁護士(弁護士代表、「脱原発弁護士全国連絡会」代表) 他

○申立の内容：高浜発電所3, 4号機および大飯発電所3, 4号機の運転差止

○審理の経過

平成27年1月28日(水) 第1回審尋

(高浜3, 4、大飯3, 4の安全性は確保されていると主張・立証)

平成27年3月11日(水) 第2回審尋 (高浜は審理を終え、大飯は審理を継続)

平成27年4月14日(火) 福井地裁、高浜3,4号の運転差止仮処分を認める決定 (当社敗訴)

平成27年4月17日(金) 当社が福井地裁へ保全異議申立

平成27年5月20日(水) 高浜3,4号の異議審の第1回審尋、大飯3,4号の第3回審尋

(裁判所より、審理の進め方の方針が提示)

平成27年9月3日(木) 高浜3,4号の異議審の第2回審尋、大飯3,4号の第4回審尋

(裁判所からの質問事項について、当社からプレゼン(口頭説明))

平成27年10月8日(木) 高浜3,4号の異議審の第3回審尋、大飯3,4号の第5回審尋

(裁判所からの質問事項他について、相手側からのプレゼン(口頭説明))

次回予定：11月13日(金) 15時～ 高浜3,4号の異議審の第4回審尋、大飯3,4号の第6回審尋

3. 地域原子力防災協議会 (福井エリア・高浜地域分科会) の状況

【分科会の位置づけ】

- 国の防災会議の下、各自治体が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・内容充実化に向けて、内閣府が主体となり、関係省庁とともに支援するため、地域毎に課題解決のためのワーキングチームを全国13地域に設置。（H25.9）
- 高浜地域に特化して解決すべき課題について、集中協議して成果を得るため、福井エリアの地域原子力防災協議会に高浜地域分科会を設置。
- H26.12に第1回分科会を開催し、これまで13回実施。

【参加者】

- 内閣府、エネ庁、福井県、滋賀県、京都府、関西広域連合、関西電力（オブザーバー）
- 当社は高浜地域分科会において、住民避難に対して出来る限りの支援・協力を表明。

【今後のスケジュール】

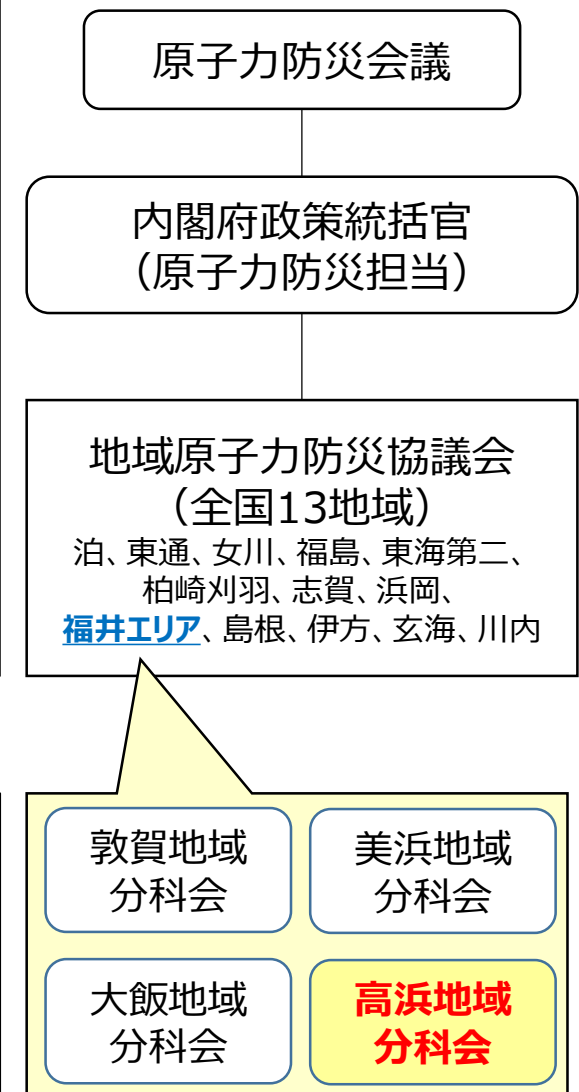
- 福井エリア地域原子力防災協議会
（「高浜地域の緊急時対応」として最終取りまとめ）
- 原子力防災会議へ付議



【当社の具体的な協力事項】

- 住民避難のための輸送力（バス、福祉車両、船舶、ヘリ）確保に関する協力
- 避難退域時検査場所の運営体制についての支援
- 車両の除染が困難な場合、避難先住民の車両の一時保管場所の提供
- 汚染水・汚染付着物の保管、処理に関する協力
- 放射線防護施設の提供 等

検討体制

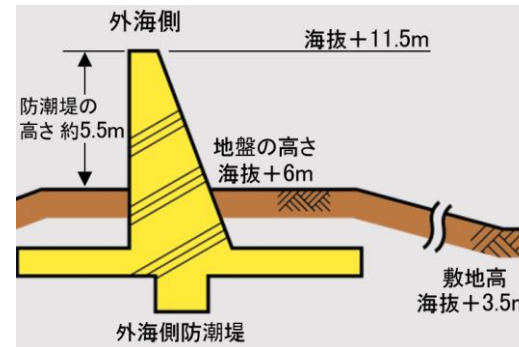


4. 自主的安全性向上への取組み

○津波対策として、最大規模の津波を想定し防潮堤等を設置

【美浜発電所】

- 若狭湾外海側に防潮堤の設置



【高浜発電所】

- 放水口側に防潮堤を設置

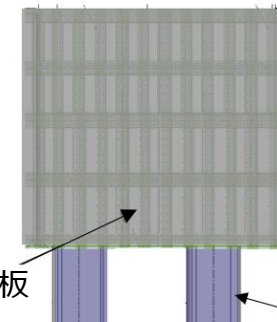


海抜+8.0m

(設置後)

海抜+3.5m

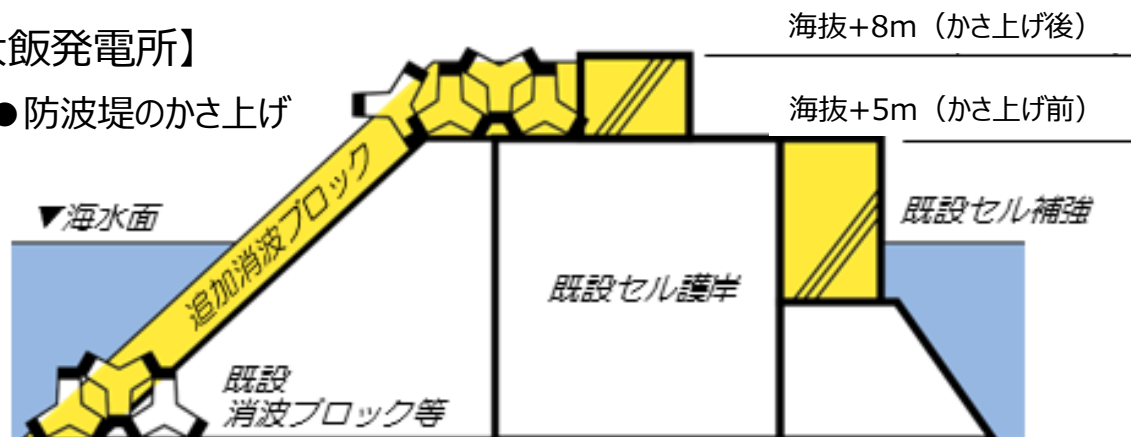
(設置前) 鋼板

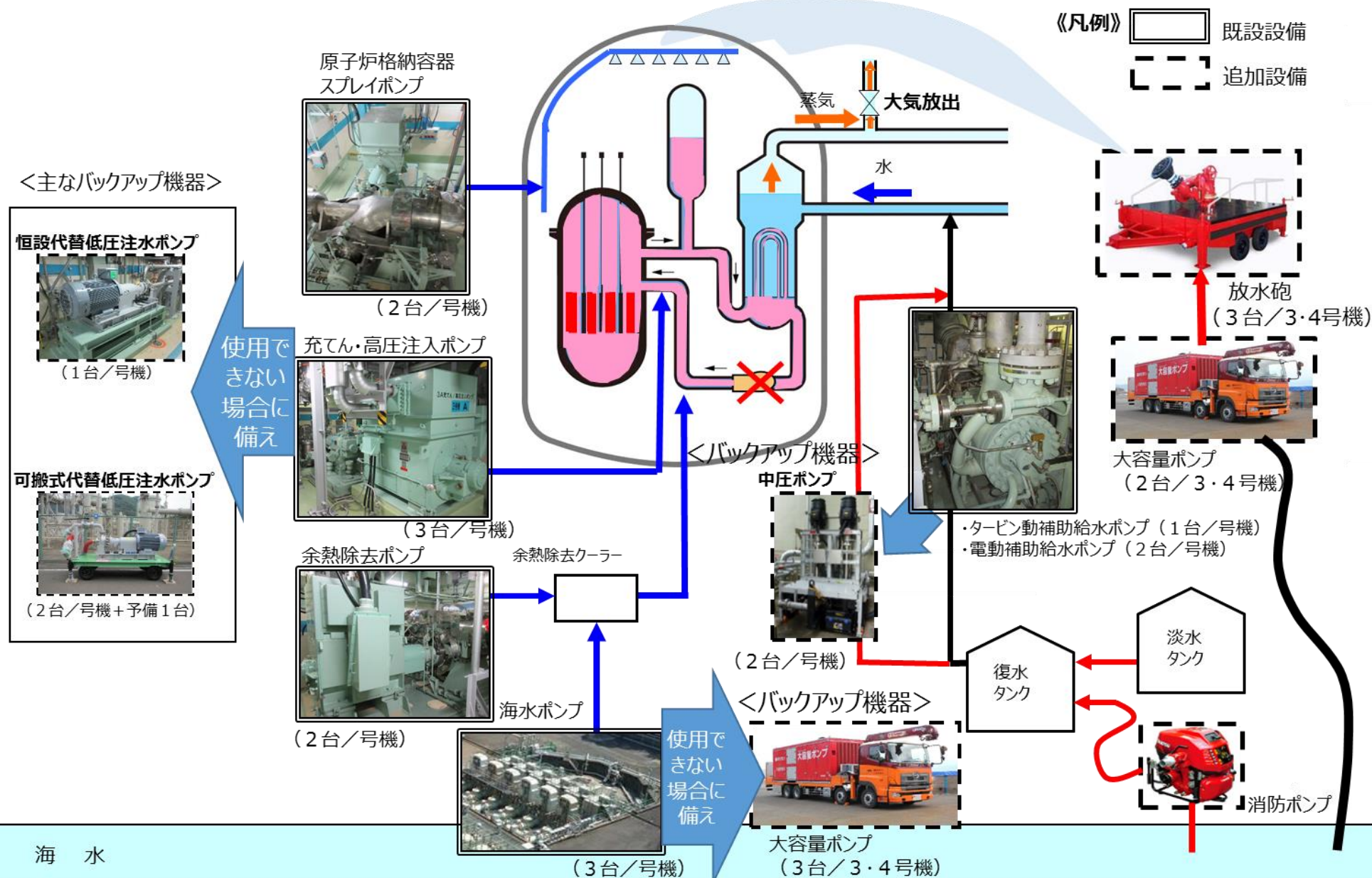


鋼管杭

【大飯発電所】

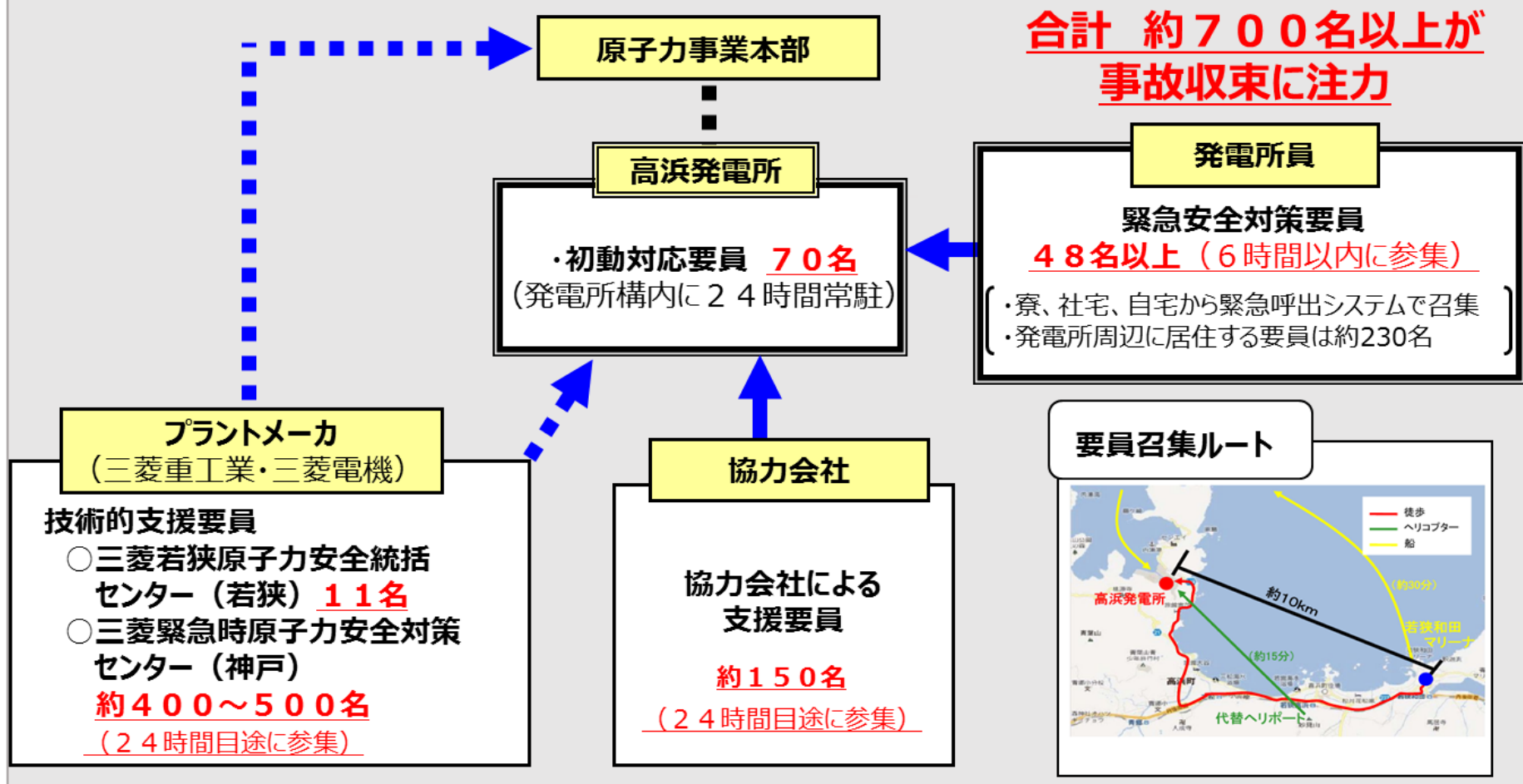
- 防波堤のかさ上げ





- ◆ 万が一に備え、発電所構内に**初動対応要員**として**70名**が**24時間常駐**。
また、**緊急安全対策要員48名**が**事故発生から6時間以内**に**召集**できる体制を構築。
- ◆ さらに、**協力会社**や**プラントメーカー**による**発電所支援**により、**合計700名以上**が事故収束に注力。

休日・夜間の対応体制



- 訓練日時：平成27年10月23日（金） 9:00～16:00
- 訓練目的：休日の限られた要員で発電所が確実に重大事故対応を行えることと原子力事業本部が迅速・確実な発電所支援等が行えることを検証する
- 訓練結果：1号機から4号機の同時発災を想定しても、発電所での事故制圧対応や原子力事業本部による発電所支援等について最大限の対応ができたと考えられる。今回の反省を踏まえ、より実効性のある事故制圧体制の構築に努める



<発電所 緊急時対策所>（高浜町）



<原子力事業本部>（美浜町）



<若狭ヘリポート>（小浜市）



<瓦礫の除去訓練>



<大容量ポンプによる冷却訓練>



<代替ポンプによる冷却訓練>

当社は、再稼働を目指している原子力プラントにつきましては、引き続き、審査や使用前検査に、真摯に対応し、原子力の 安全確保に全力を尽くします。

また、当社の取組み内容について、立地地域の皆さまのご理解を賜りながら、安全性が確認された原子力プラントの1日も早い再稼働に、全力で取り組んでまいります。